

2024年 8月 2日

「破産管財人等特殊口座開設手数料」の新設について

東邦銀行(頭取 佐藤稔)では、下記の通り、特殊口座の新規開設申込受付時・口座名義変更時に おける「破産管財人等特殊口座開設手数料」を新設しましたので、お知らせいたします。

当行では、引き続きお客さまのニーズに応じたサービスを提供してまいります。

記

1. 内容

٠.	1717			
	手数料名	破産管財人等特殊口座開設手数料		
	対象となる 口座名義	・破産管財人 ・相続財産清算人(管理人) ・不在者財産管理人 ・遺言執行者 ・遺産整理受任者	新規口座開設時または他の口座からの名義変更を対象 ※当行の遺言信託・遺産整理業務に付随する口座 の場合、手数料徴収の対象外	
	手数料額	(料額 11,000円(税込、1口座あたり)		

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合せください。

2. 実施日

2024年9月2日(月)

以上